(3)　中小企業の経営環境の変化への対応の円滑化

中小企業再生支援事業

各都道府県の商工会議所等の認定支援機関に設置されている協議会を支援するため、中小企業再生支援全国本部を設置し、協議会への個別の中小企業再生案件に係るアドバイスや公認会計士等の専門家の派遣等を行うほか、協議会活動の分析や業務標準化、関係機関等のネットワーク構築等を実施することにより、協議会をサポートし、地域の中小企業の再生を総合的に支援する。

また、弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士等の専門家に対し、再生支援のノウハウ習得のための研修やセミナーを開催するほか、協議会の業務に携わる者に対する実践的な研修を行う。

(4)　東日本大震災からの復旧・復興に関する事業

東日本大震災により著しい被害を受けた中小企業等に対し、経営資源の確保等を支援するための適切な措置を迅速に講じる。

具体的には、被災地域の地方公共団体・地域支援機関や被災中小企業等に対して専門家を派遣し、地域経済の再生、まちづくりに向けた再建計画の策定や中小企業の事業再建等の支援を行う。

加えて、展示即売会・商談会の開催等による販路開拓の支援など、機構の支援ツールを活用し、被災中小企業等を支援するための事業を行う。

また、二重債務問題への対応に当たっては、債権買取等を行う「産業復興機構」への出資等を通じて、被災中小企業の支援を行う。

○国土交通省告示第五百二号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第四条第一項の規定により、次の各表のとおり、一級河川を指定し、又は一級河川の指定を変更するので、同条第五項及び第六項並びに河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）第一条の三の規定に基づき、公示する。

平成二十四年四月二十六日

国土交通大臣　前田　武志

表一　石狩川水系

区分	名称	区間	
		上流端	下流端
変更 新	ポン川	左岸　北海道上川郡東神楽町字東神楽三百二十二番の四地先 右岸　同町同字三百二十二番の三地先	忠別川への合流点
変更 旧	ポン川	左岸　北海道上川郡東神楽町字東神楽四百九十七番二千五百五十六地先 右岸　同町同字三百九十四番二地先	忠別川への合流点

表二　岩木川水系

区分	名称	区間	
		上流端	下流端
変更 新	岩木川（十三湖を含む。）	左岸　青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字大川添四十八番地先 右岸　同村同大字字河原沢国有林百四十七林班ハ小班地先	青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字河原澤国有林百四十七林班ヘ小班地先の大川砂防堰堤下流端
変更 旧	岩木川（十三湖を含む。）		

表三　北上川水系

区分	名称	区間	
		上流端	下流端
指定	木賊川放水路	木賊川からの分派点	諸葛川への合流点

表四　最上川水系

区分	名称	区間	
		上流端	下流端
指定	大穴沢川	山形県最上郡最上町大字富沢字大森国有林千六十六林班に小班地先	最上小国川への合流点
指定	矢柏沢川	山形県最上郡最上町大字富沢字大森国有林千六十三林班に小班地先	最上小国川への合流点

表五　木曽川水系

区分	名称	区間	
		上流端	下流端
指定	新堀川放水路	新堀川からの分派点	天王川への合流点

表六　淀川水系

区分	名称	区間	
		上流端	下流端
指定	天神川放水路	天神川からの分派点	園部川への合流点

表七　吉井川水系

区分	名称	区間	
		上流端	下流端
変更 新	香登川	備前市香登本字二井田四十八番三地先の県道橋下流端	千田川への合流点
変更 旧	香登川	備前市香登本字東柳原三百九十番四地先の県道橋下流端	千田川への合流点

変更	大沢川	青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字大沢国有林百四十四林班ろ小班地先の砂防堰堤下流端	岩木川への合流点
新	大沢川	青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字大澤国有林百二十九林班と小班地先の砂防堰堤下流端	岩木川への合流点
変更 旧	暗門川	青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字鬼三辺国有林百八十林班に小班地先の第二号暗門堰堤下流端	岩木川への合流点
新	暗門川	左岸　青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字安門澤国有林百七十四林班ほ小班地先 右岸　同村同大字字安門澤国有林百六十五林班は小班地先	岩木川への合流点